

# 業 務 委 託 仕 様 書

1. 委託業務名  
令和8年度山梨県ベトナム・クアンチ省青少年交流事業
2. 契約期間  
契約締結日から令和8年9月30日(水)
3. 交流実施期間  
令和8年8月5日(水)から令和8年8月8日(土)の4日間
4. 参加者  
山梨県内の高校生 20名  
山梨県教育庁高校教育課職員 2名
5. 業務内容  
委託業務の内容は次のとおりとし、本業務に必要となる訪問団員の氏名等の情報については、山梨県から別途提供する。

## (1) 航空券(燃油料等含む)の手配

| 日付  | 出発空港     | 日付  | 到着空港     | 席種    | 手配数 | 条件(現地時刻)                        |
|-----|----------|-----|----------|-------|-----|---------------------------------|
| 8/5 | 成田空港     | 8/5 | ノイバイ国際空港 | エコノミー | 2人  | ・直行便に限る<br>・ノイバイ国際空港に15時までに到着の便 |
| 8/6 | ノイバイ国際空港 | 8/6 | ドンホイ空港   | エコノミー | 2人  | ・直行便に限る<br>・ドンホイ空港に10時までに到着の便   |
| 8/7 | ドンホイ空港   | 8/7 | ノイバイ国際空港 | エコノミー | 2人  | ・直行便に限る<br>・ノイバイ国際空港に正午までに到着の便  |
| 8/7 | ノイバイ国際空港 | 8/8 | 成田空港     | エコノミー | 2人  | ・直行便に限る<br>・到着空港に8時までに到着の便      |

- ※出発日当日は、出発空港にて参加者のチェックイン等の補助を行うこと。
- ※航空機及び空港利用にあたり必要となる燃料サーチャージや使用料等の付随的経費も全て含まれるものとする。
- ※本業務委託契約における手配数は引率者の2人のみであり、6月上旬頃までに参加者が決定する高校生については同じ便の航空券を手配するものとし、引率者とサービス条件を同一とする。なお、高校生の航空券手配は各高校生との個別契約とする。

## (2) 宿泊(朝食付き)の手配

| 日付      | 都市    | 部屋タイプ      | 部屋数 |
|---------|-------|------------|-----|
| 8/5(1泊) | ハノイ市  | スタンダードシングル | 2部屋 |
| 8/6(1泊) | ドンホイ市 | スタンダードシングル | 2部屋 |
|         |       | 大ホール       | 1部屋 |

- ※ハノイ市での宿泊先はビスパーク ブティック ホテル ハノイ等と同ランクのホテルとする。
- ※ドンホイ市での宿泊先はサイゴン クアン ビン ホテル等と同ランクのホテルとする。
- ※本業務委託契約における手配数は引率者の2人のみであり、6月上旬頃までに参加者が決定する高校生については同じホテルのスタンダードツイン10部屋を手配するものとし、引率者とサービス条件を同一とする。なお、高校生の宿泊の手配は各高校生との個別契約とする。
- ※大ホールは50名程度収容できるものとする。
- ※宿泊ホテルの選定にあたっては山梨県と協議すること。

### (3) 食事の手配

| 日付  | 都市    | 種別 | 人数 | 金額         | 備考  |
|-----|-------|----|----|------------|-----|
| 8/5 | ハノイ市  | 夕食 | 2人 | 6,000円程度/人 |     |
| 8/6 | ドンホイ市 | 昼食 | 2人 | 3,000円程度/人 |     |
|     | ドンホイ市 | 夕食 | 2人 | 6,000円程度/人 |     |
| 8/7 | ハノイ市  | 昼食 | 2人 | 3,000円程度/人 |     |
|     | ハノイ市  | 夕食 | 2人 | 6,000円程度/人 | 空港内 |

※場所の手配にあたっては、山梨県と協議すること。

※本業務委託契約における手配数は引率者の2人のみであり、6月上旬頃までに参加者が決定する高校生については同じ食事先を手配するものとし、引率者とサービス条件を同一とする。なお、高校生の食事の手配は各高校生との個別契約とする。

### (4) ハノイ市内観光の手配

8/5、8/7にハノイ市内の観光を行う場所の選定

| 日付  | 都市    | 手配数 | 金額         | 観光予定時間  |
|-----|-------|-----|------------|---------|
| 8/5 | ハノイ市内 | 2人  | 1,500円程度/人 | 15時～19時 |
| 8/7 | ハノイ市内 | 2人  | 1,500円程度/人 | 13時～18時 |

※観光先の選定にあたっては、山梨県と協議すること。

※本業務委託契約における手配数は引率者の2人のみであり、6月上旬頃までに参加者が決定する高校生については同じ観光先を手配するものとし、引率者とサービス条件を同一とする。なお、高校生の食事の手配は各高校生との個別契約とする。

### (5) 移動用車両（運転手付き）の手配

#### ①国内移動手段の手配

| 日付  | 経路        | 乗員数 | 台数 |
|-----|-----------|-----|----|
| 8/5 | 甲府市内→出発空港 | 22人 | 1台 |
| 8/8 | 到着空港→甲府市内 | 22人 | 1台 |

※乗員数は、運転手を除いた人数とする。

※車両は、各乗員のスーツケース等の手荷物を収容できるものとする。

※有料道路通行料や駐車場代等も含まれるものとする。

#### ②現地移動手段の手配

| 日付  | 移動都市               | 時間  | 乗員数 | 台数 |
|-----|--------------------|-----|-----|----|
| 8/5 | ハノイ<br>(空港→市内→ホテル) | 6時間 | 23人 | 1台 |
| 8/6 | ハノイ<br>(ホテル→空港)    | 2時間 | 23人 | 1台 |
|     | ドンホイ<br>(空港→ホテル等)  | 6時間 | 23人 | 1台 |
| 8/7 | ドンホイ<br>(ホテル→空港)   | 2時間 | 23人 | 1台 |
|     | ハノイ<br>(空港→市内→空港)  | 8時間 | 23人 | 1台 |

※車両は、各乗員のスーツケース等の手荷物を収容できるものとする。

※有料道路通行料や駐車場代等も含まれるものとする。

(6) 現地通訳兼ガイドの手配

| 日付      | 言語        | 時間          | 人数 | 通訳の条件                 |
|---------|-----------|-------------|----|-----------------------|
| 8/5～8/7 | 日本語⇄ベトナム語 | 各日<br>約10時間 | 1人 | 現地の地理に熟達し、豊富な通訳経験がある者 |

※教育に理解のある者とし、選定にあたっては山梨県と協議すること。

※8/5のノイバイ空港到着時から8/7のノイバイ空港におけるチェックイン手続きまで随行すること。

(7) 海外携帯電話・Wi-Fiルーターの手配

| 種別        | 期間           | 台数 |
|-----------|--------------|----|
| 携帯電話      | 8/5～8/8(4日間) | 2台 |
| Wi-Fiルーター | 8/5～8/8(4日間) | 2台 |

※携帯電話は、1台1日につき国際電話10分と国内電話20分程度の通話料、紛失・盗難保険料を含むものとする。

※携帯電話の番号については、出発2日前までに県に連絡すること。

(8) 海外旅行保険の手配

| 期間               | 人数 |
|------------------|----|
| 8/5～8/8<br>(4日間) | 2人 |

※傷害死亡保険金額は3,000万円以上とする。

※天災補填があるものとする。

※本業務委託契約における手配数は引率者の2人のみであり、6月上旬頃までに参加者が決定する高校生については、引率者と同じ補償内容の保険を手配するものとする。なお、高校生の保険は各高校生との個別契約とする。

(9) 日本出国前及びベトナム出国前に必要とされる各種手続きへの対応

|         |                                   |    |
|---------|-----------------------------------|----|
| 日本出国前   | 必要手続きの確認及び渡航者への指示・指導、書類の手配・作成等の対応 | 2人 |
| ベトナム出国前 | 必要手続きの確認及び渡航者への指示・指導、書類の手配・作成等の対応 | 2人 |

(10) 訪問団への渡航に当たる説明会の実施

- ・説明資料を作成、配布すること。  
(海外渡航にあたっての注意点、ベトナム国内での行動における注意点、挨拶やお礼等の日常的な会話の講習等)
- ・説明会は、(対面)6月28日(日)10:00～、山梨県庁防災新館を予定。

6. 不測の事態への対応とその費用負担

- ・新たな感染症の影響等により、契約時に想定されていなかった業務が発生した場合には、山梨県と受託事業者で協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- ・受託事業者は、その対応について費用を要する場合には、その内容と金額が分かる書類を作成し、山梨県に提出することとする。山梨県は、受託事業者からの聴き取り及び提出された書類の内容を確認し、必要と認められる費用については、業務委託の変更契約を行った上で受託事業者へ支払うこととする。

7. 緊急時の連絡体制

- ・航空便の遅延やキャンセル、訪問団員の感染症拡大といった緊急事態が起きた場合に備え、日本国内及び現地での連絡体制を整え、それを山梨県に報告することとする。

8. その他

- (1) 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。

- (3) 受託者は、委託者と綿密な打合せを行い令和8年7月10日(金)までに詳細な行程表を確定させ、提出すること。
- (4) 受託者は、添乗員、通訳及び県教育委員会担当者と速やかに連絡が取れる体制を整えること。
- (5) 受託者は、訪問団の健康上の問題が発生した際、医療機関等で診療等の対応がとれる体制を整えること。
- (6) 訪問団が帰国する際、必要に応じて、空港におけるチェックインの確認・支援を行うこと。
- (7) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (8) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合には、県の承諾を得ること。
- (9) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (10) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (11) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (12) 打ち合わせは、山梨県が必要と判断した場合は随時実施すること。また、その記録を残しておくこと。
- (13) 本仕様書に定めのない事項であっても、山梨県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (14) 本仕様書に定められていない事項や疑義の生じた事項については、山梨県と受託事業者は協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。  
この仕様書に表示した金額は目安であり、いずれも税込みの金額であることとする。